初診料120円値上げ

4月から

140206 西

■消費増税で診療報酬はこう変わる

医科	初診料	2700円→2820円
	再診料	690円→720円
	200床以上の病院の外来診療料	700円→730円
	入院基本料	2％程度値上げ
歯科	初診料	2180円→2340円
	再診料	420円→450円
調剤	調剤基本料	400円→410円

患者は年齢や所得に応じて診療報酬の3～1割を負担

4月からの診療報酬改定で、消費増税に伴う値上げの内容が5日、固まった。一般の医科で、外来患者の初診料を今の2700円から120円、再診料を690円から30円、それぞれ引き上げる。患者は所得や年齢に応じて、この3～1割を負担する。増税で医療機関のコストが増える分を、多くの患者が負担する基本項目に上乗せする形だ。

診療報酬は医療サービスの公定価格で、2年ごとに見直す。4月の改定では増税への特別な対応もとる。診療報酬は消費税が非課税で、医療機関は仕入れコストの増加分を患者に直接転嫁できない。政府はコスト増を約5600億円（報酬全体の1・36％）と算出した。報酬の基本項目を中心に上乗せし、回収を認める方針だ。

具体的な内容は、5日の中央社会保険医療協議会で決まった。医科の初診料は120円増の2820円、再診料は30円増の720円とする。自己負担が3割の現役世代の人では初診料で36円、再診料は9円の値上げ。入院基本料は看護師の配置人数などで料金が異なるが、それぞれ2％程度引き上げる。このほか歯科の初再診料なども値上げする。

（高橋健次郎）